**第三十七条の五**　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によってゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがって所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九五〇を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

**第三十七条の六**　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあっては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によって算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあっては第二号に定める方法によって市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によって算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{(a \div b)} \times 0.7088$$

［略］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によって算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{(a \div b)} \times 0.7088$$

［略］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

**第三十七条の五**　ゴルフ場利用税交付金の基準額は、地方税法第百三条の規定によってゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の四月一日現在のゴルフ場に係る一人一日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に一九二を乗じて得た額に、総務大臣が調査した前年の三月一日からその年の二月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の三月三十一日までに廃止されたものを除く。）ごとの延利用者数の一日当たりの数（当該ゴルフ場が二以上の市町村の区域にまたがって所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によって按分した数とし、一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に〇・九四二を乗じて得た数（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を乗じて得た額の合算額とする。

（自動車取得税交付金の基準額の算定方法）

**第三十七条の六**　自動車取得税交付金の基準額は、指定都市にあっては地方税法第百四十三条第一項に係るもの（以下「市町村道分」という。）及び同法同条第二項に係るもの（以下「国府県道分」という。）ごとに第一号に定める方法によって算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあっては第二号に定める方法によって市町村ごとに算定した額とする。

一　指定都市の基準額

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該指定都市に対して交付された額のうち市町村道分の額又は国府県道分の額

B　次の算式によって算定した自動車取得税交付金の指定都市別の市町村道分又は国府県道分ごとの伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{(a \div b)} \times 0.9759$$

［同左］

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

算式の符号

A　前年度中に自動車取得税交付金として当該市町村に対して交付された額

B　次の算式によって算定した自動車取得税交付金の伸び率（算定の過程及び当該伸び率に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\sqrt{(a \div b)} \times 0.9759$$

［同左］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）